



※ 資料編 ② (空家等に関する条例・規則及び補助金等要綱)

- 長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例
- 長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則
- 長洲町空家等対策協議会規則
- 長洲町空家等除去事業補助金交付要綱
- 長洲町空家・空地バンク事業実施要綱
- 長洲町空家等改修費補助金交付要綱
- 長洲町空家等成約奨励金交付要綱
- 長洲町空家利活用促進事業実施要綱
- 長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱



○長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

(平成 27 年 3 月 24 日条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めることにより、空家等の倒壊、空家等における犯罪及び火災等を未然に防止するとともに、空家等の地域資源としての有効活用を図り、もって、町民等の安全で安心な生活環境の確保及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(町の責務)

第 3 条 町は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 町は、空家等の適正な管理及び空家等が特定空家等になることの防止について、町民等(町内に居住し、滞在し、又は勤務する者及び町内に所在する法人その他団体をいう。以下同じ。)に対する意識啓発を行うものとする。
- (2) 町は、特定空家等の改善を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 町は、空家等の適正な管理又は有効活用に関する所有者等又は町民等の取組に協力し、必要な支援を行うものとする。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、第 1 条の目的を達成するため町民等の協力及び連携により、空家等の適正な管理又は有効活用に関する必要な取組の実施に努めるものとする。

2 町民等は、特定空家等があると認めるときは、町にその情報を提供するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第 5 条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする。

2 所有者等は、自ら使用する見込みがない空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

(空家等の有効活用促進)

第 6 条 町は、所有者等が次の各号に掲げる空家等の有効活用を図る場合、必要な支援を行うことができる。

- (1) 町への定住を促進するための住宅として空家等を整備するとき。
- (2) 地域の交流拠点として空家等を整備するとき。
- (3) その他町長が公益上、特に必要があると認めるとき。

(助成)

第 7 条 町長は、空家等の適正な管理を促進するために、必要な助成を行うことができる。

2 前項の助成は、所有者等による自主的な管理を促進するものでなければならない。

(空家等対策協議会)

第 8 条 法第 7 条の規定に基づき、長洲町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

(寄附)

第 9 条 町長は、この条例の目的を達成するために必要な場合で、かつ、町において活用が図れる場合には、空家等の寄附を受けることができる。

(関係機関との連携)



第 10 条 町長は、空家等が危険な状態で緊急を要する場合は、町の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

(長洲町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 長洲町報酬及び費用弁償条例(昭和 39 年長洲町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

子ども・子育て会議委員	日額	4,000 円	日額	500 円	25・7・1
-------------	----	---------	----	-------	--------

」

を

「

子ども・子育て会議委員	日額	4,000 円	日額	500 円	25・7・1	
空家等対策協議会	学識経験者	日額	10,000 円	日額	500 円	27・5・26
	委員	日額	4,000 円	日額	500 円	27・5・26

」

に改める。



○長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則

(平成 27 年 5 月 26 日規則第 6 号)

改正 平成 27 年 12 月 1 日規則第 10 号 平成 28 年 4 月 1 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例(平成 27 年長洲町条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(情報提供)

第 3 条 条例第 4 条の規定による情報提供については、空家等に関する情報提供書(別記第 1 号様式)を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第 4 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に規定する立入調査は、空家等の所有者等の立会いのもと行うものとする。ただし、所有者等の立会いが困難であるときは、この限りではない。

2 法第 9 条第 4 項に規定する身分を証明する書類は、立入調査員証(別記第 2 号様式)とする。

(助言又は指導)

第 5 条 法第 14 条第 1 項の規定による助言又は指導については、次の各号によるものとする。

(1) 助言は、原則として口頭で行うものとする。

(2) 指導は、指導書(別記第 3 号様式)により行うものとする。

(勧告)

第 6 条 法第 14 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書(別記第 4 号様式)により行うものとする。

(寄附)

第 7 条 条例第 9 条の寄附の申出を行おうとする者は、建物等・土地寄附申出書(別記第 5 号様式)に当該財産の登記等に関する書類その他必要と認める書類を添えて町長に提出するものとする。

2 条例第 9 条の寄附の対象となる空家等は、長洲町に存し、かつ、別表に掲げる要件を満たすものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第 1 項の申出があったときは、その受納の可否を寄附申出決定通知書(別記第 6 号様式)により、申出者に通知するものとする。

(命令)

第 8 条 法第 14 条第 3 項の規定による命令は、命令書(別記第 7 号様式)により行うものとする。

2 法第 14 条第 4 項の通知書は、命令に係る事前の通知書(別記第 8 号様式)とする。

(公表)

第 9 条 町長は、命令を行ったにもかかわらず、所有者等が正当な理由なく命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、公表は、次に定める方法により行うものとする。

(1) 長洲町公告式条例(昭和 32 年長洲町条例第 1 号)に定める掲示場への掲示

(2) 町のインターネット・ホームページへの掲載

(3) その他町長が必要と認める方法

2 前項の公表は、所有者等が前条の命令に従わないことに対する制裁又は第 5 条の義務の履行の確保を目的とするものではなく、あくまで、町民の安全の確保を目的とした町民への情報提供として行わなければならない。



(戒告)

第 10 条 行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号。以下「代執行法」という。以下「代執行法」という。)第 3 条第 1 項の規定による戒告は、戒告書(別記第 9 号様式)により行うものとする。

(代執行令書)

第 11 条 代執行法第 3 条第 2 項に規定する通知は、代執行令書(別記第 10 号様式)によるものとする。

(証票)

第 12 条 代執行法第 4 条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証(別記第 11 号様式)とする。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 7 条関係)

区分	条件
建物	1 木造建築物(一部の軽量鉄骨造も含む。)であること。 2 単独の建物(長屋など部分所有でない。)であること。 3 長洲町に寄附ができること(借地上に建っている建物にあつては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を長洲町に寄附できること)。 4 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。 5 建物の所有者が町税を完納していること。
土地	1 長洲町に寄附ができること(所有権の移転登記ができること)。 2 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。 3 寄附後に維持管理に支障を来すおそれがないこと。 4 寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと。 5 維持管理に係る地域住民等の同意が得られるもの。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 6 土地の所有者が町税を完納していること。 7 除却後の跡地利用が地域活性化のため計画的利用に供されるものであること。
周囲の状況	1 隣地に住家があり倒壊による危険又は資材の飛散拡大により近隣及び公道等に多大な影響があり、周囲に対して危険性があると判定されたもの 2 周囲の景観を著しく損ねると判定されたもの



○長洲町空家等対策協議会規則

(平成 27 年 5 月 26 日規則第 9 号)

(設置)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 7 条及び長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例(平成 27 年条例第 1 号)第 8 条の規定に基づき、長洲町空家等対策計画(以下「計画」という。)の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、長洲町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の実施に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 協議会の委員は、町長及び次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱するもので構成する。

- (1) 町議会議員
- (2) 不動産関係者
- (3) 建築士
- (4) 警察関係者
- (5) 消防関係者
- (6) 地域住民
- (7) 長洲町社会福祉協議会職員
- (8) 学識経験者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

2 長洲町空き家等対策検討委員会設置要綱(平成 26 年長洲町告示第 3 号)は、廃止する。



長洲町空家等対策協議会委員

(敬称略)

No.	氏名	組織・団体等	備考
1	中逸 博光	長洲町長	会 長
2	福田 史治	長洲町議会議員	第 1 号委員
3	下田 次郎	熊本県宅地建物取引業協会 荒尾支部長	第 2 号委員
4	楠本 英弘	熊本県建築士事務所協会 理事	第 3 号委員
5	岩下憲一郎	荒尾警察署 生活安全課長	第 4 号委員
6	川富 伸二	有明広域行政事務組合消防本部 荒尾消防署 長洲分署 分署長	第 5 号委員
7	今村 憲治	長洲町民生委員・児童委員協議会会長	第 6 号委員
8	吉川 基子	長洲町社会福祉協議会 総務課長	第 7 号委員
9	盛多 真生	熊本県司法書士会	第 8 号委員
1 0	上妻 成夫	熊本地方法務局 玉名支局長	第 9 号委員



○長洲町空家等除去事業補助金交付要綱

(平成 27 年 5 月 26 日告示第 48 号)

改正 平成 27 年 12 月 1 日告示第 93 号 平成 30 年 3 月 30 日告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例(平成 27 年長洲町条例第 1 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、町内の空家等の解体及び除去を行う者に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、生活環境の保全と安全安心なまちづくりの推進を図るため、長洲町補助金交付規則(昭和 58 年長洲町規則第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(補助金の種類)

第 3 条 この要綱における補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空家等除去事業補助金
- (2) 老朽危険空家等除去事業補助金

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 現存する空家等の所有者等で町税の滞納がない者
- (2) 前号に規定する者から空家等の解体及び除去について、委任を受けたもの

(補助対象空家等)

第 5 条 空家等除去事業補助金の対象となる空家等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住の用に供しない状態で概ね 1 年以上経過していること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

2 老朽危険空家等除去事業補助金の対象となる空家等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、補助を受ける目的で家屋を故意に破損等させた場合は、この限りでない。

- (1) 居住の用に供しない状態で概ね 1 年以上経過していること。
- (2) 別表における評点の合計点数が 100 点以上であること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。
- (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

(補助対象経費)

第 6 条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、町内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、家屋の解体及び除去を行う資格を有する業者による、補助対象空家等の解体及び除去工事に要した経費(消費税及び地方消費税を除く。)であって、町長が認めるものとする。

(補助金の額)

第 7 条 空家等除去事業補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額が 30 万円を超える場合は、最大 30 万円とする。



- 2 老朽危険空家等除去事業補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額が50万円を超える場合は、最大50万円とする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(交付申請)

第8条 交付対象者は、解体及び除去工事着工前に、長洲町空家等除去事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象空家等の位置図
 - (2) 補助対象空家等の解体及び除去の見積書の写し
 - (3) 現況写真
 - (4) 第4条第2号に該当するものが申請する場合は、当該所有者等の委任状
 - (5) 補助対象空家等に係る登記事項証明書(登記未了の場合にあっては固定資産評価証明書)
 - (6) 所有者等の町税の滞納がないことを証する書類
 - (7) 補助対象空家等の所有者等と補助対象空家等の存する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書
 - (8) 町内施工業者との契約書又は請書の写し
 - (9) その他町長が必要と認めるもの
- (補助金の交付決定及び不交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、長洲町空家等除去事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により交付対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、提出書類の審査を行い、不適合と認めるときは、長洲町空家等除去事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により交付申請者に通知するものとする。
(除去工事の内容変更及び中止)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定を受けた後において、事業計画に変更が生じたとき又はやむを得ない理由により対象工事を中止する場合は、長洲町空家等除去事業補助金変更申請書(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類のうち町長が指示するものを添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の見積書の写し
 - (2) 町内施工業者との変更契約書又は請書の写し
- 2 町長は、交付決定者から前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適正であると認めるときは、長洲町空家等除去事業補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該工事が完了したときは、速やかに長洲町空家等除去事業補助金完了実績報告書(別記第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空家等の解体及び除去経費を証する領収書の写し
 - (2) 補助対象空家等の解体及び除去後の写真
 - (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
 - (4) その他町長が必要と認めるもの
- (補助金の額の確定)



第12条 町長は、前条の規定による実績報告を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、長洲町空家等除去事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに長洲町空家等除去事業補助金交付請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し適正と認めるときは、速やかに交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させることができる。

(1) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付が不相当であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、長洲町空家等除去事業補助金取消通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により既に交付した補助金の返還を命ずるときは、長洲町空家等除去事業補助金返納通知書(別記第10号様式)により通知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則(平成27年12月1日告示第93号)

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第29号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又は梁	小修理を要するもの(柱が傾斜しているもの、土台若しくは柱が腐朽し、又は破損しているもの等)	25
		大修理を要するもの(基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数カ所に腐朽又は破損があるもの等)	50
		基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地が露出しているもの	15
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	屋根	屋根葺き材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15



		屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25
		屋根が著しく変形したもの	50
防火上又は避難上の構造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10
		延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20
	屋根	屋根が可燃性材料で葺かれているもの	10
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10
備考 評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。			



○長洲町空家・空地バンク事業実施要綱

(平成 29 年 10 月 20 日告示第 84 号)

改正 令和元年 12 月 19 日告示第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町における空家及び空地の有効活用により、本町への移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、長洲町空家・空地バンク事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、長洲町空家等の適正管理及び有効活用に関する条例(平成 27 年長洲町条例第 1 号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件 本町の区域内に存する建物であつて、現に使用せず、又は使用しないこととなるもののうち、使用することができるもの(以下「空家」という。)及び現に居住の用に供する建物がない更地の宅地又は主として居住の用に供することができない建物がある宅地であつて、売買可能な土地(以下「空地」という。)をいう。
- (2) 所有者等 物件に係る所有権その他の権利により、当該物件を売却及び賃貸できる権利を有する者をいう。
- (3) 空家バンク 物件の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた当該物件の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する制度をいう。ただし、空地については売買に限る。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空家バンク以外による物件の取引を規制するものではない。

(登録申込み等)

第 4 条 空家バンクへ物件の情報を登録しようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、長洲町空家バンク登録申込書(別記第 1 号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を行い、登録が適当と認めるときは、空家バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、前項の調査を一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の会員等(以下「協会会員等」という。)に依頼することができる。
- 4 申込者は、協会会員等に物件の売却又は賃貸に係る取引の媒介を依頼するものとする。この場合において、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査を行った協会会員等に媒介を依頼するものとする。
- 5 町長は、第 2 項の規定による調査の結果、登録が適当であると認めるときは長洲町空家バンク登録決定通知書(別記第 2 号様式)により、適当でないとき認めるときは長洲町空家バンク登録却下通知書(別記第 3 号様式)により当該申込者に通知するとともに、登録を決定した場合は、物件情報登録台帳に当該物件情報を登録するものとする。
- 6 町長は、第 2 項の規定による登録をしていない物件で、空家バンクへの登録が適当と認めるものについては、その所有者等に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。
- 7 町長は、申込者又は空家バンクへ登録しようとする物件が次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 項の規定による登録を行わないものとする。
 - (1) 長洲町暴力団排除条例(平成 23 年長洲町条例第 14 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当するとき。



- (2) 町税その他公課を滞納しているとき。
- (3) 所有権以外の権利が設定されているもの
- (4) 小屋、倉庫、物置、車庫その他の工作物で、居住又は営業の用に供する建物に附属しないもの
- (5) 表題登記が田・畑などの農地となっており、現況地目が宅地である空地
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に接する土地で、同法第43条に定める要件を満たしていないもの
- (7) その他町長が空家バンクに登録する物件として不相当と認めるとき。

(登録変更)

第5条 前条第5項の規定による登録完了の通知を受けた者(以下「物件情報登録者」という。)は、当該登録内容に変更があったときは、長洲町空家バンク登録変更届出書(別記第4号様式)により速やかに町長に届け出なければならない。

(登録抹消)

第6条 物件情報登録者は、登録を行った物件情報を空家バンクから抹消しようとするときは、長洲町空家バンク登録抹消届出書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次に掲げる事由が生じたときは、空家バンクから登録した物件情報を抹消するとともに、その旨を長洲町空家バンク登録抹消通知書(別記第6号様式)により当該物件情報登録者に通知するものとする。

- (1) 物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録日から起算して2年を経過したとき。
- (3) 長洲町空家バンク登録抹消届出書の提出があったとき。
- (4) 物件情報登録者又は空家バンクへ登録した物件が第4条第7項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他町長が空家バンクに登録する物件として不相当と認める事由が生じたとき。

(利用申込み等)

第7条 空家バンクに登録された物件の購入又は空家の賃借の申込みをしようとする者(以下「利用希望者」という。)は、長洲町空家バンク利用申込書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用の申込みがあった場合において、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該利用を希望する物件の所有者等に通知するとともに、協会会員等に媒介等の協力を依頼するものとする。

- (1) 地域住民との協調の下、地域の活性化に寄与できると認められる者
- (2) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、空家バンクの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による通知及び媒介等の協力の依頼を行わないものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員又は反社会的団体に寄与するための利用であると認められるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした利用であると認められるとき。
- (3) その他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(情報提供等)

第8条 町長は、物件情報登録者及び利用希望者に対し、空家バンクの利用に関し必要な情報の提供を行うものとする。



2 町長は、空家バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報を、町のホームページ等に公開することができる。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃借の別
- (3) 所在
- (4) 物件の概要(建築年、構造、間取り等)
- (5) 希望価格
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) その他町長が適当と認める情報
(物件情報登録者と利用希望者との交渉等)

第9条 物件情報登録者及び利用希望者との物件に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、協会会員等が媒介するものとし、町長は一切これに関与しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附 則(令和元年12月19日告示第84号)

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。



○長洲町空家等改修費補助金交付要綱

(平成 29 年 10 月 20 日告示第 85 号)

改正 令和元年 12 月 19 日告示第 84 号 令和 3 年 7 月 1 日告示第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町の定住人口の増加による地域の活性化及び空家等の利活用の促進を図るため、長洲町空家・空地バンク事業実施要綱(平成 29 年長洲町告示第 84 号)第 2 条第 3 号に規定する空家バンク(以下「空家バンク」という。)を利用し売買により取得した空家(以下「空家」という。)の改修に係る経費に対し補助金を交付することに関し、長洲町補助金交付規則(昭和 58 年長洲町規則第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日以前に町外に住所を有している者であって、空家の改修工事終了後の物件(以下「物件」という。)に 3 年以上居住することを前提に住所及び生活の本拠を置くもの又は申請日において町内に住所を有する者であって、物件に 3 年以上居住することを前提に住所及び生活の本拠を置くもの
- (2) 空家が 3 親等以内の親族が所有する物でないこと。
- (3) 交付対象者を含む世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 長洲町暴力団排除条例(平成 23 年長洲町条例第 14 号)第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する者でないこと。

(補助対象物件等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる空家(以下「補助対象物件」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空家バンクに登録されている空家であること。
 - (2) 補助対象者が売買契約により取得した空家であって、当該売買契約の日から 1 年を経過した日の属する年度の末日を経過していないもの
 - (3) 第 6 条に規定する補助金の交付決定を受けた年度内に工事を完了し、当該年度の末日までに第 9 条に規定する書類を提出できること。
 - (4) 改修工事に要する費用(取引に係る消費税額及び地方消費税の額を除く。)が 20 万円以上の工事であること。
 - (5) 別荘(毎月 1 日以上居住の用に供するもの以外のもの、かつ、専ら保養の用に供するものをいう。)でない物件であること。
 - (6) 補助金の交付決定の日において、補助金の対象となる改修又は家財道具の処分(以下「補助対象事業」という。)に着手していない空家であること。
 - (7) その他の町補助金の交付を受けていない空家であること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する工事等の経費は、補助対象事業費から除外する。
- (1) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
 - (2) 機器・備品等(浄化槽を含む。)の購入及び設置のみの工事
 - (3) 家具の固定のための器具購入及び取付工事
 - (4) 庭木の剪定及び除草等



- (5) 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要の行為に関する料金の該当するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認めた工事等
- 3 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、台所、トイレ、浴室、内装(壁面のクロス等をいう。)、屋根、雨樋その他家屋部分を改修するものに限る。ただし、襖又は障子の張替えその他簡易な改修は除く。
 - 4 補助金の交付を受けることができるのは、同一申請者及び同一空家に対して 1 回を限度とする。
 - 5 補助事業による改修工事は、長洲町内に本店又は営業所等を有する事業者に依頼して施工する工事とする。

(補助金の額)

- 第 4 条 補助金の額は、補助対象者が補助対象工事に要した経費(取引に係る消費税額及び地方消費税の額を除く。以下「補助対象工事費」という。)の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額(1,000 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、30 万円を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象工事が国、県、町その他の団体の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の対象経費を補助対象工事費から控除する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、補助対象物件が店舗等との併用住宅である場合は、補助対象工事費を居住の用に供する部分に限り、店舗等に係る部分は除く。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、長洲町住宅リフォーム補助金との併用はできない。

(補助金の交付申請)

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、改修工事の着手前に、長洲町空家等改修費補助金交付申請書(別記第 1 号様式)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- (1) 補助対象者の住民票又は戸籍の附票の写し
- (2) 補助対象物件の売買契約書の写し
- (3) 長洲町町税等滞納状況調査承諾書
- (4) 補助対象工事費が確認できる書類の写し(内訳を含む。)
- (5) 町内施工業者との工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (6) 補助対象工事を実施する予定箇所の位置及び補助対象工事を実施する予定内容の詳細が分かる書類の写し
- (7) 補助対象工事の予定箇所の現況写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び不交付の決定)

- 第 6 条 町長は、前条の規定により提出された書類及び必要に応じて行う実地調査等により審査し適合すると認めるときは、交付の決定を行い長洲町空家等改修費補助金交付決定通知書(別記第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、提出書類の審査を行い不適合と認めるときは、不交付の決定を行い長洲町空家等改修費補助金不交付決定通知書(別記第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更等)

- 第 7 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、長洲町空家等改修費補助金変更等申請書(別記第 4 号様式)により町長に申請しなければならない。

(交付決定の変更等)



第 8 条 町長は、補助金の交付決定を変更し、又は中止を承認したときは、長洲町空家等改修費補助金交付決定変更等通知書(別記第 5 号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、当該改修工事が完了したときは、速やかに長洲町空家等改修完了実績報告書(別記第 6 号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 入居者の住民票の写し
 - (2) 補助対象工事費の支払が確認できる書類の写し
 - (3) 補助対象工事を実施した箇所の位置及び補助対象工事を実施した内容の詳細が分かる書類の写し
 - (4) 補助対象工事を実施した箇所の完成後の写真
 - (5) 補助対象物件に係る所有権移転後の登記事項証明書(全部事項)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長洲町空家等改修費補助金確定通知書(別記第 7 号様式)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第 11 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに長洲町空家等改修費補助金交付請求書(別記第 8 号様式)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 13 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた日から起算して 3 年以内に補助対象物件から転居したとき。
 - (3) この要綱又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。
 - (4) 補助対象工事が完了できないとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消するときは、長洲町空家等改修費補助金取消通知書(別記第 9 号様式)により通知するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に交付した補助金の返還を命ずるときは、長洲町空家等改修費補助金返還請求書(別記第 10 号様式)により通知するものとする。
- 4 前項の規定により返還請求を受けた者は、当該返還請求書を受けた日から 60 日以内に請求された額を返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 20 日から施行する。



(長洲町住宅リフォーム補助金交付要綱の一部改正)

- 2 長洲町住宅リフォーム補助金交付要綱(平成 24 年長洲町告示第 41 号)の一部を次のように改正する。 第 4 条に次の 1 項を加える。 4 前 3 項の規定にかかわらず、長洲町空家等改修費補助金との併用をしてはならない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、長洲町空家等改修費補助金との併用をしてはならない。

附 則(令和元年 12 月 19 日告示第 84 号)

この要綱は、令和元年 12 月 19 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 1 日告示第 56 号)

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。



○長洲町空家等成約奨励金交付要綱

(平成 29 年 10 月 20 日告示第 86 号)

改正 令和元年 12 月 19 日告示第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の空家等の有効活用及び長洲町空家・空地バンク事業実施要綱(平成 29 年長洲町告示第 84 号)第 2 条第 3 号に規定する空家バンク(以下「空家バンク」という。)の促進を図るため、移住希望者又は町内在住者が空家バンクに登録された空家等(以下「空家等」という。)を利用する場合において、当該空家等の提供者に対し、予算の範囲内において空家等成約奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、長洲町補助金交付規則(昭和 58 年長洲町規則第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物件情報登録者 自らが所有する空家等を、空家バンクに登録している者をいう。
- (2) 移住希望者 本町以外から本町に転入する者をいう。
- (3) 町内在住者 本町に住所を有する者をいう。
- (4) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

(交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、奨励金の交付を申請した日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物件情報登録者であること。
- (2) 移住希望者又は町内在住者との間で空家等について売買契約を締結していること。
- (3) 前号の移住希望者又は町内在住者が交付対象者の 3 親等以内の親族でないこと。

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、5 万円とする。

2 奨励金は、交付対象となる空家等に対して 1 回に限り交付する。

(奨励金の交付申請)

第 5 条 交付対象者は、長洲町空家等成約奨励金交付申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 土地及び家屋の売買契約書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定の通知)

第 6 条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときには、速やかに審査し、交付すると決定したときは、長洲町空家等成約奨励金交付決定通知書(別記第 2 号様式)により、交付しないと決定したときは、長洲町空家等成約奨励金不交付決定通知書(別記第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の実績報告)

第 7 条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、空家等の所有権の移転完了後速やかに長洲町空家等成約奨励金実績報告書(別記第 4 号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に報告しなければならない。



- (1) 空家等の登記事項全部証明書の写し(所有権移転後)
 - (2) 空家等の売買契約に係る領収書の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (奨励金の額の確定通知)

第8条 町長は、前条の規定により提出された書類の審査により、奨励金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、長洲町空家等成約奨励金確定通知書(別記第5号様式)により交付決定者に通知する。

(奨励金の交付請求)

第9条 奨励金の額の確定決定の通知を受けた者が奨励金の交付を請求しようとするときは、長洲町空家等成約奨励金交付請求書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったときは、既に交付した奨励金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附 則(令和元年12月19日告示第84号)

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。



○長洲町空家利活用促進事業実施要綱

(令和2年8月28日告示第89号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長洲町(以下「町」という。)、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)及び登録事業者が連携し、町内の空家の利活用及び早期解消を図るために、町が保有する空家の所有者情報を活用して行う空家の所有者等からの空家に関する相談の体制を整備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、売却又は賃貸借を目的として建築されたもの及び既に不動産市場に流通しているものを除く。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により空家の売却又は賃貸借を行うことができる者(所有者等の法定相続人を含む。)をいう。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。
- (3) 登録事業者 宅建協会に加盟する宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、第4条第1項に定める登録事業者名簿に登録されて空家の所有者等からの空家に関する相談に応じるものをいう。

(登録事業者の募集)

第3条 登録事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 町内又は荒尾市内に事業所を有していること。
 - (2) 役員及び代表者が、暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 2 町長は、宅建協会に加盟する会員である事業者に対して、登録事業者を募集することについて、周知を行うものとする。
- 3 登録事業者の募集に応募しようとする事業者は、長洲町空家利活用促進事業事業者登録申請書(別記第1号様式)及び誓約書(別記第2号様式)を町長へ提出するものとする。

(登録手続等)

第4条 町長は、前条第3項に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録事業者名簿(以下「名簿」という。)に登録し、その旨を事業者登録完了通知書(別記第3号様式)により、応募した事業者に通知するものとする。

- 2 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、登録事項変更届(別記第4号様式)により町長へ届け出るものとする。
- 3 登録事業者は、名簿への登録を抹消したいときは、登録抹消届(別記第5号様式)により町長へ届け出るものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により名簿を作成したときは、当該名簿を宅建協会に提出するものとし、前2項の規定による登録内容の変更又は登録の抹消により名簿の内容に修正があったときも同様とする。



(登録の取消し)

第5条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第3条第1項に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(2) 同条第3項に規定する誓約書に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、名簿から抹消し、事業者登録取消通知書(別記第6号様式)により、登録事業者に通知するものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(事業内容の周知)

第6条 町長は、空家の利活用を促進するため、空家の相談に応じる登録事業者の紹介その他の空家の相談に係る事業の内容について、積極的に空家の所有者等へ周知するものとする。

(所有者等の意向確認等)

第7条 町長は、空家の利活用及び空家の相談に応じる登録事業者の紹介に関する所有者等の意向を確認するものとする。ただし、空家が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に接する土地で、同法第43条に定める要件を満たしていないもの

(2) その他利活用を促進することが適当でないと町長が認めるもの

2 町長は、前項の規定による意向確認の結果、所有者等が登録事業者の紹介を希望した場合は、空家に関する情報提供同意書(別記第7号様式。以下「同意書」という。)により、当該同意書に記載した情報(以下「所有者情報」という。)を登録事業者へ提供することについて、所有者等の同意を得るものとする。

(所有者情報の提供)

第8条 町長は、前条第2項に規定する同意書が提出された場合は、登録事業者に対して所有者情報を提供するものとする。

2 前項の規定により町長が所有者情報の提供を行う登録事業者は、所有者等から同意書の提出があった都度、宅建協会が名簿の中から選定するものとする。

(相談)

第9条 登録事業者は、前条の規定により所有者情報の提供を受けた場合は、直接所有者等へ連絡し、所有者等からの空家に関する相談に誠実に対応するとともに、所有者等に対して必要な助言を行うものとする。

2 登録事業者は、前項に規定する相談について無償で対応するものとする。

(報告)

第10条 登録事業者は、前条第1項に規定する相談を行った場合は、当該相談内容及びその結果について、速やかに空家相談報告書(別記第8号様式)により、町長へ報告するものとする。ただし、所有者等からの相談内容が軽微な問い合わせ又は事実関係の確認にすぎないことが明らかであるときは、この限りではない。

(苦情又は紛争の処理)

第11条 この要綱に定める空家に係る相談等に関して、苦情又は紛争が発生した場合は、町、宅建協会及び登録事業者で協議の上、解決を図るものとする。

(個人情報の取扱い)



第12条 町及び登録事業者は、所有者情報の提供により取得した個人に関する情報について、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うものとし、この要綱に定める目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。



○長洲町空家に付随した農地の特例面積取扱要綱

(令和3年1月12日農業委員会告示第2号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加する中で、本町への移住定住に伴う新規就農並びに遊休農地の発生や未然防止及び解消を促し、農地の保全及び有効活用を図ることを目的に、長洲町空家・空地バンク事業実施要綱(平成29年長洲町告示第84号。以下「実施要綱」という。)に規定する空家バンクに登録しようとする空家に付随した農地において、長洲町農業委員会(以下「農業委員会」という。)が行う、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 空家 実施要綱第2条第1号に規定する物件をいう。ただし、現に居住の用に供する建物がない更地の宅地又は主として居住の用に供することができない建物がある宅地は除く。
- (3) 空家バンク 実施要綱第2条第3号に規定する空家バンクをいう。
- (4) 空家に付随した農地 空家の所有者が所有権を有し、町内に所在する農地をいう。
- (5) 別段面積 法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が定めた面積をいう。
- (6) 特例面積 別段面積の特例で、空家に付随した農地に適用する面積をいう。
- (7) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (8) 遊休農地 法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(特例面積)

第3条 特例面積は、0.01アール以上とする。

(特例面積の適用)

第4条 空家に付随した農地の所有権を移転する場合、特例面積は、別段面積に優先して適用するものとする。

2 特例面積を適用するときは、空家バンクに登録する前に、農業委員会が、空家に付随した農地について1筆ごとに指定する。

(適用の条件)

第5条 特例面積を適用する農地は、次の各号に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 適用する時点で、空家に付随した農地が遊休農地又は遊休農地化するおそれがあるものであり、かつ、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないものと認められ、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 賃借権、使用貸借権、地上権その他の使用又は収益を目的とする権利が設定された農地
 - イ 農地中間管理権が設定された農地
 - ウ 作業受委託契約が締結された農地
 - エ 補助金又は交付金事業の対象となっており、特例面積の適用により当該事業に支障が生じるおそれがある農地
 - オ 非農地判断が可能な農地
- (2) 空家及び空家に付随した農地の所有者が同一であること。



(3) 特例面積の適用を受ける農地が付随する空家について、空家バンクに登録されることが見込まれること。ただし、賃貸を目的とする登録は除く。

(特例面積の適用申請)

第6条 空家に付随した農地に特例面積の適用を受けるために申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 特例面積適用申請書(様式第1号)
- (2) 適用を受けようとする農地の登記全部事項証明書及び公図
- (3) その他農業委員会が必要と認める書類

(適用の決定)

第7条 農業委員会が空家に付随した農地について特例面積の適用を決定した場合は、特例面積適用通知書(様式第2号)を、適用しないことを決定した場合は、特定面積不適用通知書(様式第3号)を申請者に交付する。

(適用を受けた農地の権利取得)

第8条 特例面積の適用を受けた農地(以下「特例面積適用農地」という。)の所有権を取得しようとする者は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 法第3条の規定による許可申請書
- (2) 取得農地条件承諾書(様式第3号)
- (3) 特例面積適用農地が付随する空家で空家バンクに登録されたものに係る売買契約書の写し
- (4) その他農業委員会が必要と認める書類

(適用の解除)

第9条 農業委員会は、特例面積適用農地が次の各号のいずれかに該当するときは、特例面積の適用を解除するものとする。

- (1) 特例面積適用農地について、前条の規定により法第3条の許可を受けた者に係る所有権移転の登記が行われたとき
- (2) 特例面積適用農地が付随する空家について、空家バンクへの登録がなされなかったとき又は取り消されたとき
- (3) 特例面積適用解除申請書(様式第4号)の提出があったとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特例面積の適用について農業委員会が適当でないと認めるとき

(適用及び適用解除の方法)

第10条 農業委員会が空家に付随した農地に特例面積を適用し、又はその適用を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。

(告示)

第11条 農業委員会は、空家に付随した農地に特例面積を適用したとき又はその適用を解除したときは、速やかに告示するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。